

事業者のみなさまへ

令和5年10月 **消費税** インボイス制度が始まりました！

インボイス発行事業者の登録のご検討はお済みですか？

インボイス発行事業者となるためには、

登録申請が必要です！

インボイス制度について知りたい方は、
裏面に記載の動画などをご覧ください！

事業者の皆様にインボイス制度への理解を深めていただくため、国税庁ホームページに「インボイス制度に関する情報ガイド」を掲載しております。

情報ガイドでは、インボイス制度の概要のほかに、登録をご検討されている方向けの情報や申請手続きに関することなどを掲載しています。

※インボイス制度に関する全般的な内容を掲載している特設サイトもあります。



インボイス制度に関する情報ガイド

◎ インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。

登録を受けるかどうか、どう判断したらいいの？

◆ 売上先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- ☐ 売上先が**課税事業者**の場合は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが**必要**です
- ☐ 売上先が課税事業者であっても、**簡易課税制度を選択している**場合は、インボイスが**不要**です
- ☐ 売上先が**消費者、免税事業者である**場合は、インボイスが**不要**です

◆ 登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- ☐ **登録を受けた**場合は、インボイスが交付できます
 - ※ **免税事業者の方は、課税事業者として消費税の申告が必要です**
- ☐ **登録を受けない**場合は、インボイスを交付できません
 - ※ 売上先は、経過措置期間は仕入れ税額の一部が控除できます（経過措置終了後は控除できません）
- ☐ 必要に応じて、取引先（売上先や仕入先）と取引条件の見直しを相談するなど検討しましょう
また、取引先から相談を受ける場合もあり得ます



インボイス制度について知りたい

制度の概要を学べる動画や説明会などをご利用ください

フワちゃんと学ぼう！
インボイス制度



オンライン説明会
導入編(アーカイブ動画)



説明会に関する情報



免税事業者向け
リーフレット



※登録要否相談会についても掲載しております。

インボイス制度について質問したい

一般的なご質問はチャットボットやコールセンターをご利用ください

チャットボットはこちら

- チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。
- インボイスコールセンターでは一般的なご質問にお答えします。
フリーダイヤル **0120-205-553** (無料)
9:00～17:00 (土日祝日除く)



インボイス制度に関する各種支援策について相談したい

関係府省庁等の相談窓口をご利用ください

- 制度に関する補助金、取引上のお悩みなど各種の相談窓口を用意しています。

各省庁等の
相談窓口一覧表



インボイス発行事業者の登録申請をする

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください

- 書面で申請された場合に比べて、早期に登録通知を受け取ることができます。
- 電子データで登録通知を受け取れます。
- ※ 申請書等を郵送により提出される場合は「インボイス登録センター」へ送付してください。

登録申請手続に
関する情報



東京国税局 インボイス登録センター

〒262-0814 千葉市花見川区武石町1丁目520番地

(注) 申請書等を直接持ち込む場合は、成田税務署へお持ちください。

インボイスの発行・受領の準備をする

制度実施までに必要な準備を動画でご案内しています

消費税のインボイス制度
に係る事前準備について

- インボイス制度に係る事前準備についてご案内しています。



インボイス制度説明会の御案内

令和5年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されました。

インボイス（適格請求書）を発行できるのは、「インボイス発行事業者」に限られ、この「インボイス発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

1 説明会の主な内容

インボイス制度の基本的な仕組み（課税事業者向け・免税事業者向け）

2 説明会の日程（事前予約制：申込期限は、開催日の前日まで）

日 時	開 催 場 所	定員	連絡（事前予約）先
令和5年10月17日（火） 10時00分～11時30分	成田税務署 1階会議室 成田市加良部1-15	30名	成田税務署 個人課税第1部門 ☎0476-28-5151（代表） （内線213）
令和5年11月7日（火） 10時00分～11時30分		30名	成田税務署 法人課税第1部門 ☎0476-28-5151（代表） （内線415）
令和5年12月1日（金） 10時00分～11時30分		30名	成田税務署 個人課税第1部門 ☎0476-28-5151（代表） （内線213）

3 説明会の参加に当たって

- 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますので、事前に連絡先まで申込みをお願いします。
なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- 御来場には、公共交通機関を御利用ください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、
国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「消費税の軽減税率制度・
適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」を御覧ください。

下のコードからサイトへ



成田税務署

インボイス登録要否相談会の御案内

令和5年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されました。

インボイス（適格請求書）を発行できるのは、「インボイス発行事業者」に限られ、この「インボイス発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

1 登録要否相談会の主な内容

インボイス発行事業者の登録を受けるか否かをご検討される免税事業者の方向けに、登録の考え方や事業の状況等に応じて必要な情報等を個別にご案内いたします。

- 登録を受けるかどうかは任意ですので、ご自身の事業実態や消費税申告の事務負担、納税負担等を踏まえてご判断いただくこととなります。
- 相談時間は各回1時間程度となります。（相談開始時刻はご予約の際にご案内します。）
- 事前予約制とさせていただきますので、参加を希望される方は連絡先まで申込みをお願いします。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお架けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

2 登録要否相談会の日程（事前予約制：申込期限は、2営業日前まで）

日 時	開 催 場 所	定員	連絡（事前予約）先
令和5年10月26日（木） 9時00分～17時00分	成田税務署 1階会議室 成田市加良部1-15	14名	成田税務署 管理運営部門 ☎0476-28-5151（代表） （内線）114～119
令和5年10月27日（金） 9時00分～17時00分		14名	
令和5年11月15日（水） 9時00分～17時00分		14名	
令和5年11月16日（木） 9時00分～17時00分		14名	
令和5年12月6日（水） 9時00分～17時00分		14名	
令和5年12月7日（木） 9時00分～17時00分		14名	

※ 開催時間は12時～13時を除きます。

【国税庁ホームページ インボイス制度に関する情報ガイド】

下のコードからサイトへ

事業者の皆様インボイス制度への理解を深めていただくため、国税庁ホームページに「インボイス制度に関する情報ガイド」を掲載しております。

情報ガイドでは、インボイス制度の概要のほかに、登録をご検討されている方向けの情報や申請手続きに関することなどを掲載しています。

